

宇部市タブレット端末貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため新しい生活様式に則り、非対面型ビジネスモデルへの転換などに取り組む市内事業者に対して、タブレット端末（以下「端末」という。）を貸出し、ICT分野でのスキルアップを図るため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者をいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第2条第5項に規定する者をいう。

(対象者)

第3条 貸出の対象となる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とする。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 今後6か月以上継続して事業を営む見込みがあること。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業を行なう者でないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業）を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）第1項に該当する者でないこと。また、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人でないこと。
- (9) 新型コロナウイルス感染症対策推進室（内閣官房）公式サイトにある、業種ごとの新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。

(対象事業)

第4条 端末の貸出の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 業務効率化事業
各種情報・データの収集・管理し、業務の効率化を図る取組やペーパーレス化を図る取組み
- (2) 顧客サービス向上事業
キャッシュレス決済やセルフオーダーシステム等により顧客にとって利便性の高いサービスを提供する取組み
- (3) その他
上記のほか端末の活用により、経営上の課題解決を図る取組み

(貸出費用)

第5条 端末の貸出は、無料とする。

2 市が貸出した端末に係る通信料及びアプリストア等の利用に係る料金は、端末の貸与を受けた者（以下「借受人」という。）が支払うものとする。

(保守点検)

第6条 借受人は、端末の使用方法及び取扱いについて市の指導に従い、細心の注意をもって端末を管理しなければならない。

2 借受人は、端末を利用する権利を他人に譲渡、若しくは転貸してはならない。

(損害賠償等)

第7条 借受人は、その責めに帰すべき事由により、貸出した端末を紛失し、又は棄損したときは、市長の指示するところに従い、借受人の負担において補修し、又は損害を賠償するものとする。

2 端末の使用に伴い発生した損害については、借受人が負担するものとする。

(貸出申請)

第8条 端末の貸出申請を受けようとする者は宇部市タブレット端末貸出申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、提出するものとする。

2 端末の貸出は1事業者につき原則1台とする。ただし、複数台使用の必要があると認められるときはこの限りではない。

(貸出の決定)

第9条 市長は、前条の規定に基づく申請書が提出された場合は、その内容を審査し、宇部市タブレット端末貸出可否通知書（様式第4号）により、結果を通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

(申請の内容変更)

第10条 前条の規定により貸出の決定の通知を受けた者が当該決定に係る事業の内容を変更するときは、あらかじめ宇部市タブレット端末貸出変更申請書（様式第5号）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けてこれを承認した場合は、宇部市タブレット端末貸出変更決定通知書（様式第6号）により結果を通知するものとする。

(貸出期間)

第11条 端末の貸出期間は貸出の決定があつた年度の3月31日までとする。

2 翌年度以降も延長して使用する場合は、貸出期間内に前条の規定による申請を行い、市長の承認を受けることで翌年度の3月31日まで貸出の延長を認める。

3 貸出期間は令和8年3月31日を限度とする。

(貸出決定の取消)

第12条 市長は、借受人が、次の各号のいずれかに該当するときは、宇部市タブレット端末貸出決定取消通知書（様式第7号）により貸出の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により貸出の決定を受けたとき。

(2) 端末を目的外の用途へ使用したとき。

(3) この要綱又は貸出の決定の内容に違反したとき。

(端末返却)

第13条 借受人は、端末の貸出期間が終了したとき又は第12条に規定する貸出決定を取り消されたときは、端末が正常に動作することを確認の上、速やかに端末を返却しなければならない。

(事業の実績報告)

第14条 借受人は、貸出期間が終了した日から30日以内に宇部市タブレット端末貸出実績報告書(様式第8号)を提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。